

○筑北村キャラクター着ぐるみ使用に関する要綱

令和 6 年 11 月 1 日

告示第 97 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、筑北村キャラクター「天舞くん」と「ちくにゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第 2 条 着ぐるみを使用する者は、あらかじめ、着ぐるみ使用申請書（様式第 1 号）を筑北村長（以下「村長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、村の業務において職員が使用する場合はこの限りでない。

2 前項の申請書は、貸出しを希望する日の 2 か月前の日の属する月の初日から、イベント等の開催日の 7 日前までの間に提出しなければならない。ただし、村長が特別の事情があると認めたときは、別途定める日までに提出しなければならない。

(使用の承認)

第 3 条 村長は、前条に規定する申請があったときはその内容を審査し、筑北村の認知度向上や地域経済の活性化に寄与する場合に、着ぐるみの使用を承認する。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれが認められるとき
- (2) 村の信用や品位を損なうおそれがあると認められるとき
- (3) 特定の個人、政治、宗教団体の支援または公認しているような誤解を与える恐れがあると認められるとき
- (4) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあると認められるとき
- (5) 着ぐるみに汚損や破損のおそれがあると認められるとき
- (6) 不当な利益を得るために利用するおそれがあると認められるとき
- (7) その他、村長が着ぐるみの使用について不適当であると認めるとき

2 村長は、前項の規定による申請を行った者（以下「申請者」という。）に対し、着ぐるみの使用を承認するときは、着ぐるみ使用承認書（様式第 2 号）を、承認をしないときは、着ぐるみ使用不承認書（様式第 3 号）を交付するものとする。

3 村長は、承認に際し条件を付することができる。

(貸出期間)

第 4 条 貸出期間は、借用及び返却に係る日数を含め、原則最大 5 日間とする。

(遵守事項)

第 5 条 申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること
- (2) 村のキャラクターであることを明確にすること
- (3) 別に定める、使用マニュアル・取扱説明書に従って使用すること

- (4) 着ぐるみ使用状況報告書（様式第4号）並びに使用写真等を提出すること
- (5) 使用期間を遵守すること
- (6) 着ぐるみが汚損や破損しないように努めること
- (7) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと
- (8) 雨天時に屋外で使用しないこと
- (9) 着ぐるみを改造しないこと
- (10) その他村長が付した条件に従って使用すること

（権利の譲渡）

第6条 申請者は、第3条の承認によって生じる権利及び義務を、第三者に譲渡・転貸してはならない。

（承認の取消）

第7条 申請者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その承認を取り消すとともに、以後の使用は承認しないものとする。この場合に、申請者に損害が生じても、村長はその責めを負わない。

2 前項の承認の取消は、着ぐるみ使用承認取消通知書（様式第5号）をもって行う。

（原状回復）

第8条 着ぐるみを汚損や破損させた場合は、申請者の責任と負担により、クリーニング又は補修を行い、原状に復さなければならない。また、万が一着ぐるみや部品を紛失させた場合は、村が要した費用を負担しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、村長が着ぐるみのクリーニング又は補修を求めたときは、申請者はこれに従わなければならない。

（承認者の責任）

第9条 着ぐるみの使用により、申請者に生じた被害に対しては、村長は一切その責めを負わない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。